

納税者が死亡した時の確定申告(準確定申告)

(税理士法人タックス総研 / 小熊 多紀夫)

身近な家族にはいつまでも元気に生きて欲しいと思うのが人情ですが、実際のところいつ何があるか分からないのが実状です。親族の方が亡くなると葬儀や相続など色々やらなければならないことがあります。亡くなられた方に一定の収入がある場合は準確定申告という作業が必要になることがあります。もしもの時の備えとして、準確定申告がどういふものなのか概要をご説明します。

準確定申告とは、亡くなられた方の生前の所得に対する税額の計算、申告、納税までを行う一連の手続きです。申告は亡くなられた方の相続人が行うこととなりますが、税理士への委任も可能です。亡くなられた方に確定申告の義務がある場合、相続人の方が準確定申告をする必要があります。例えば、亡くなられた方に不動産収入などがあり、例年確定申告をしていたのであれば、準確定申告を行う必要がある可能性が高いです。

準確定申告の場合、通常の確定申告とは違う点があるため、確定申告に慣れているような方でも少し注意が必要です。主な相違点をいくつか挙げると、①所得の計算の期間 ②申告期限 ③保険料控除、医療費の対象 ④配偶者控除、扶養控除等の判定、などがあります。

まず所得の計算期間について

通常の確定申告であればその年の1月1日～12月31日の収入をもとに所得を計算しますが、準確定申告の場合は1月1日～死亡日までの収入をもとに所得を計算することになります。また申告の期限ですが、通常の確定申告であれば計算期間の翌年の2月16日～3月15日の間に申告、納税が必要ですが、準確定申告の場合は、亡くなった方の死亡日から4ヶ月以内に申告・納税する必要があります。なお、3月15日



以前に前年の確定申告をする前に亡くなった場合は、前年分、本年分ともに準確定申告の期限である死亡日から4ヶ月以内が期限となります。

次に保険料控除の対象について

通常の確定申告であれば申告する年に払った社会保険料、生命保険料等の額が控除の対象になりますが、準確定申告の場合、亡くなられた方が死亡日までに支払った額が対象となります。医療費控除も同様です。亡くなった後に相続人の方が支払った医療費については、亡くなられた方の医療費控除には使用できないためご注意ください。

他にも、配偶者控除や扶養控除が受けられるかは、亡くなられた日の現況に基づき判定します。なお、配偶者や扶養の方が控除を受けられる所得かどうかは、年間の所得の見積もりで判定します。

ここまで準確定申告が必要な場合の手続きなどをお話ししてきましたが、準確定申告が不要な場合でも、準確定申告を行うことで、給与や年金で源泉徴収された税金が保険料や医療費の控除により還付されることがあります。

準確定申告が必要かどうか、申告を頼めるか等、もしもの際に不安な点がございましたら、ぜひご相談ください。

経営理念を作ってみませんか？

(税理士法人タックス総研 / 小路 真載)

経営理念とは、経営者が示す「企業の活動方針を示す基本的な考え方」のことです。

「経営理念なんて、大企業じゃないし関係ない…」そう思われた方もいらっしゃるかもしれません。しかし最近では、中小企業でも経営理念の重要性が注目されています。

経営理念のメリット

① 経営判断の基準

経営理念は経営の判断基準となります。不測の事態に陥った時、はたまた新事業を立ち上げる時、次の一手を考えるうえで経営理念は重要な基盤になります。

② 企業の方向性を示し従業員の意識を統一できる

経営者がどんな目的で企業を経営しているのか、どこに向かって企業活動をしているのか、企業の在り方を示したものが理念です。昨今ではテレワーク導入により直接顔を合わせない仕事の仕方も広まってきましたが、経営理念が軸となり、同じ理解、同じ思いで業務に取り組むことができます。

③ 社員のモチベーションの維持・向上

明確な判断基準ができることで、それに共感し意欲をもって作業に取り組む従業員が増えれば、パフォーマンスの向上、顧客満足度アップに繋がり、それが従業員のモチベーション向上へと繋がる、良い循環ができるでしょう。

ディズニーランドの例を見てみましょう。

ディズニーランドには、経営理念をもとに「The Five Keys」という行動基準があります。

- Safety (安全)
 - Courtesy (礼儀正しさ)
 - Inclusion (多様性の受け入れ)
 - Show (ショー)
 - Efficiency (効率)
- 優先すべき順に「SCISE」と定められている

(出典: <http://www.olc.co.jp/ja/sustainability/social/safety/scse.html>)

3.11の東日本大震災では、この行動基準を基にした対応が話題になりました。頭を保護してもらうためにぬいぐるみの貸し出しや、寒さを凌ぐためにショップの袋やブルーシート、通常であれば「Show」を維持するために来園者の目に触れさせないようにしている段ボールを配るなど、安全性を優先にした行動が従業員自身の判断で行われました。交通機関が止まり帰宅困難になった来園者もいた中で、ひとりのけが人も出ることがなかったのは、明確な理念と行動基準を定めていて、それが全従業員に浸透していたからこそです。(震災当時は「SCSE」)

経営者の「こうありたい」が反映された経営理念は、会社の向かうべきところを示す一助になります。

現場仕事で忙しいという経営者の方も多いでしょう。しかし、**経営のことを考え、会社の行く先を決められるのは経営者しかいません**。弊社では、経営理念から企業を未来のあるべき姿へ経営を導くためのサポートを行っております。この機会に会社の経営理念、そして御社の未来のあるべき姿について考えてみませんか？

10月の税務・経営相談日

*当社では、無料で税務相談・経営相談を行っておりますので、税務相談に限らずいつでもお気軽にご相談下さい。また、お越しの際は電話でご連絡下さい。お待ちしております。

6

木

13

木

20

木

27

木



◆労務管理情報

アルコールチェックの義務化と
直行・直帰時等の取扱い

2022年4月より、業務上、自動車を使用する一定の企業に、運転前後のアルコールチェックの実施が義務付けられました。10月からは、このアルコールチェックをアルコール検知器(以下、「検知器」という)により行うことになっていましたが、検知器の供給状況等から、この10月の施行は当分の間、見送られる予定です。

1. 義務化されたアルコールチェック

乗車定員が11名以上の自動車を1台以上使用している事業所、その他の自動車を5台以上(自動二輪車は、原動機付自転車は除き1台を0.5台で計算)使用する事業所では、安全運転管理者を選任することが義務付けられています。この安全運転管理者の業務は、交通安全教育や運行計画の作成、運転日誌の備付け等、多岐にわたりますが、2022年4月からは、酒気帯びの有無の確認と記録の保存が追加されました。追加された内容は以下のとおりです。

- ① 運転前後の運転者に対し、その運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ② 酒気帯びの有無を記録し、記録を1年間保存すること

なお、10月からは、上記の①の確認を、国家公安委員会が定める検知器を用いて行うことになっていましたが、検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、その義務化に係る規定を適用しないこととする内閣府令案が示されています(2022年8月10日現在未公布)。

2. 直行・直帰等の取扱い

4月より始まったアルコールチェックを運用するにあたって、直行・直帰する場合や、出張で社有車を使用する場合のチェック方法が問題になります。これに関して、対面による酒気帯び確認が困難な場合は、これに準ずる方法で実施することになっており、例えば以下のように、対面による確認と同視できるような方法が挙げられています。

- ① カメラ、モニター等によって安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、検知器による測定結果を確認する
- ② 携帯電話等により運転者と直接対話により、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、検知器による測定結果を報告させる

※検知器による測定結果の報告は検知器を用いることが義務化された後に実施が義務となる

直行・直帰等のある場合には事前にその方法を定めるとともに、検知器でのチェックが義務化された際には、個別に手配も必要になることがあります。

安全運転管理者が不在の場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者が酒気帯び確認を行うことになっています。検知器でのアルコールチェックは見送られる予定ですが、酒気帯びの有無の確認とその記録の保管は必要です。この機会に運用上の問題があれば改善しましょう。

11日(火) ●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

17日(月) ●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

31日(月) ●8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

●2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税)・・・半期分

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

10月中において市町村の条例で定める日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)



楽しく! 優しく! 元気に! あなたの夢をサポートします!!

ヒューマン・サポート通信 No.162



経営支援 | 後継者育成支援 | WEB制作・更新 | 広告ツール制作 | 資産運用 | じぶん年金作り | メンタルサポート

社長の学びのための『社長の専門学校 富山分校』

社長の専門学校とは?

高収益な中小企業を目指すための知識を会社やお家のパソコンを使って学べるオンライン学習プログラムです。WEBから講座やセミナーを受講するeラーニングスタイルで、家や会社から好きなときに経営を学べます。大手とは異なる中小企業に特化した経営を学び、規模の小さな企業や創業間もない企業でも収益性の高いビジネスができる力を身に付けられます。

社長の専門学校でできること 詳細は、紹介動画をご覧ください

- 経営原則・経営実学・経営雑学の3分野の講座で幅広い経営知識を習得できる
- 特定のテーマを重点的に学べる分科会・セミナーに参加できる
- 日々の経営で困った時に専門家に相談できる

中小企業の経営者・後継者が
学び・集い・交わり・質問する場

社長の専門学校 富山分校開校!



〈ヒューマンスキルアップ〉メンタルサポート

社内研修やカウンセリングを導入し、社員の育成を見直したりメンタルヘルス対応に力を入れる企業が増えています。メンタルサポート事業部でも、企業のお悩みや問題の解決に繋げるための研修を承っております。人材育成や組織作りで疑問や解決したいことがあればご相談ください!

研修でこんなことを実現します



- 目標達成
- モチベーションアップ
- 離職率低下
- 社員のストレス耐性UP
- メンタルヘルス不調の予防
- 部下の力を引き出す身に付ける

毎月3社限定 無料相談承ります

詳細は
こちら

[https://human-sp-mental.jp/
blog/19216](https://human-sp-mental.jp/blog/19216)



〈情報発信サポート〉採用情報ページ・HP定期更新管理

人材採用をご希望の企業・店舗様へ

採用情報ページのご準備と HP定期更新管理をオススメします



新型コロナウイルスによる影響は依然として続いています。各業界の業務依頼件数は増加傾向にあると感じます。そんな状況で、人材採用を必要とされる企業・店舗様が増えてきています。求職者にお問い合わせいただくためには、HPの存在が必要不可欠となりますが、**更に、詳細な業務内容や条件を掲載した採用情報ページと、最新情報の継続的発信が非常に効果的です。**弊社では、人材採用に向けたHPのサポートや、他のツールとの併用についてのご相談を受け付けています。お気軽にお声がけください!

補助金申請
サポート
随時受付中

令和3年度 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

● 補助率: 2/3 ● 補助上限: 50~200万円

第9回: 9月20日(火) 第10回: 12月上旬 第11回: 2023年2月下旬

詳しくは弊社グループ担当者までお気軽にお問い合わせください

TEL 076-451-3312(平日9:00~17:30) 担当: 見津(みつ)

 エヌワンマネジメントグループ
<https://n-one.co.jp>

税理士法人 タックス総研

社会保険労務士法人 タックス労務管理事務所

エヌワン行政書士事務所

株式会社 ヒューマン・サポート

株式会社 トリニタスジャパン

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-8868 <https://www.ykc-g.com>

〒930-0997 富山市新庄北町24番25号 TEL 076-471-8860 <https://taxromu.com>

〒937-0807 魚津市大光寺1524-3 TEL 0765-33-5570

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-451-3312 <https://human-sp.net>

〒930-0997 富山市新庄北町24番24号 TEL 076-471-8856

